

## 2. (参考分析) 人権問題に関する法律の認知度と各分野での意識

### (1) テーマ設定の意図と分析手法

平成 28 (2016) 年に人権問題に関する法律が 3 つ施行されました。平成 31 (2019) 年度に実施予定の現計画 (平成 27 (2015) 年 2 月に策定した「京都市人権文化推進計画」) の見直しについては、各法律の内容や認知度を踏まえたうえで実施する必要があります。また、法律の内容を知っているだけでなく、法律の趣旨に基づいた人権意識の向上についても、今後取組が必要であると考えています。

今回の調査では、各法律の認知度についての問い (問 2) を設けるとともに、日常の場면을問う設問内に、各法律に関係する回答が入っているため、各法律に対する認知度と、この日常の場면을問う設問でクロス集計を行い、認知度の差と人権意識の関係を把握します。

### (2) 分析結果

#### ■問 2 (1) 「障害者差別解消法」×関連設問のクロス集計表

障害者差別解消法		問 2 (1) 「障害者差別解消法」×関連設問のクロス集計表							
		1. 【問8「4」】企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである	2. 【問10「4」】障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も共に学べる場がある方がよい	3. 【問11「3」】仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない	4. 【問12「5」】公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	5. 【問14(1)「そう思う」「どちらかといえばそう思う」】施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる	6. 【問14(2)「そう思う」「どちらかといえばそう思う」】障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う	7. 【問14(3)「そう思う」「どちらかといえばそう思う」】障害者が暮らしやすい社会こそが健全な社会である	
どんな内容か知っている (N=222)	件数(人)	103	162	174	149	91	59	172	
	割合(%)	46.4	73.0	78.4	67.1	41.0	26.6	77.5	
内容は知らないが言葉は聞いたことがある (N=411)	件数(人)	180	285	305	255	130	143	307	
	割合(%)	43.8	69.3	74.2	62.0	31.6	34.8	74.7	
知らなかった (N=375)	件数(人)	133	255	274	224	96	116	269	
	割合(%)	35.5	68.0	73.1	59.7	25.6	30.9	71.7	

図表中の割合は、法律の認知度の選択肢ごとの回答 (縦列) に対して、関連設問の各回答 (横列) の割合を示しています。そのため、合計が 100% になりません。

(例) 「どんな内容か知っている」人 (222 人) のうち、「1. 【問 8 「4」】企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである」と思う人は 103 人 (割合 46.4%)

■問2(2)「ヘイトスピーチ解消法」×関連設問のクロス集計表

ヘイトスピーチ解消法		1.【問8「3」】外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない			2.【問12「2」】事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない			3.【問12「4」】文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない		
		件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)			
どんな内容か知っている (N=218)	件数(人)	114		116		90				
	割合(%)	52.3		53.2		41.3				
内容は知らないが言葉は聞いたことがある (N=450)	件数(人)	198		201		156				
	割合(%)	44.0		44.7		34.7				
知らなかった (N=343)	件数(人)	136		157		133				
	割合(%)	39.7		45.8		38.8				

図表中の割合は、法律の認知度の選択肢ごとの回答（縦列）に対して、関連設問の各回答（横列）の割合を示しています。そのため、合計が100%になりません。  
 (例)「どんな内容か知っている」人(218人)のうち、「3.【問12「4」】文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない」と思う人は90人(割合41.3%)

■問2(3)「部落差別解消推進法」×関連設問のクロス集計表

部落差別解消推進法		1.【問8「1」】就職の際に、身元調査が行われることは許されない		2.【問12「3」】知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である	
		件数(人)	割合(%)	件数(人)	割合(%)
どんな内容か知っている (N=230)	件数(人)	114		150	
	割合(%)	49.6		65.2	
内容は知らないが言葉は聞いたことがある (N=447)	件数(人)	215		263	
	割合(%)	48.1		58.8	
知らなかった (N=331)	件数(人)	141		194	
	割合(%)	42.6		58.6	

図表中の割合は、法律の認知度の選択肢ごとの回答（縦列）に対して、関連設問の各回答（横列）の割合を示しています。そのため、合計が100%になりません。  
 (例)「どんな内容か知っている」人(230人)のうち、「1.【問8「1」】就職の際に、身元調査が行われることは許されない」と思う人は114人(割合49.6%)

(3) 結果から見える傾向と今後の展開

全ての法律について、その内容を知っている人は、関連設問における人権意識が高くなっています。一方で、言葉を知っている人と言葉自体を知らなかった人の差については、設問によって異なり、「言葉を知っている」からといって、「言葉自体を知らなかった」人より人権意識が高いということではないと考えられます。

法律の認知度によって人権意識に大きな差はないものの、法律の趣旨や内容を理解することで、より人権意識が高くなると考えられるため、啓発の実施においては、関連する法律についても併せて周知していくことが重要になると考えられます。